

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、予防接種に関する事務において特定個人情報の漏洩及びその他の事故を発生させないため厳重な管理体制をとり、個人のプライバシー等の保護を徹底することを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中野区長

## 公表日

令和7年1月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染病の発生及びまん延を予防するため公衆衛生の観点から予防接種を実施する。この業務を実施するにあたり、次の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 【特定個人情報を取扱う事務】 予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務
③システムの名称	予防接種履歴管理システム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(利用特定個人情報の提供に関する命令)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び主務省令表第2条の表25、26、27、28、29、153
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健予防課
②所属長の役職名	健康福祉部 保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保健予防課 保健予防係 〒164-0001 東京都中野区中野2-17-4 電話 03-3382-6500
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保健予防課 保健予防係 〒164-0001 東京都中野区中野2-17-4 電話 03-3382-6500
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ <input type="checkbox"/> ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>個人情報保護委員会より令和6年6月に発出されている「特定個人情報の漏えい等の防止について—地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点—」にて明示されている防止策4点(①業務プロセスの確定②業務プロセスの徹底③業務プロセスの改善④体制の整備・業務プロセスの安定的運用)に基づき、マイナンバー取り扱い事務の運用がなされているため。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	5	健康福祉部課長	健康福祉部課長 関 なおみ	事後	
令和4年3月7日	1②	—	【追記】新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年3月7日	1③	—	【追記】ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和4年3月7日	3	—	【追記】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月7日	4②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、17、18、19、115の2の項	事後	
令和4年3月7日	5②	健康福祉部課長 関 なおみ	健康福祉部 保健予防課長、新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	事後	
令和6年3月27日	5②	健康福祉部 保健予防課長、新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	健康福祉部 保健予防課長	事前	
令和6年3月27日	1③	ワクチン接種記録システム (VRS)	【削除】ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和7年1月22日	3	—	【追記】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(利用特定個人情報の提供に関する命令)	事後	
令和7年1月22日	II 1	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	
令和7年1月22日	III	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる		
令和7年1月22日	1②事務の概要		【削除】新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	3月27日付のワクチン接種記録システム (VRS) 削除に伴い、関連項目の追加削除
令和7年1月22日	3		【削除】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会)	事後	
令和7年1月22日	I 4②	別表第二の16の2、16の3、17、18、19、115の2項	主務省令表第2条の表25、26、27、28、29、153	事後	
令和7年1月22日					